

## 参考資料2 安芸市中心商店街等振興協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市民、事業者、行政等の連携を促進し、安芸市の中心商店街等の活性化を図るため、安芸市中心商店街等振興協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、中心商店街等の活性化に関する事項について協議する。

### (組織)

第3条 協議会の構成員(以下、「委員」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民又は商店街利用者
  - (2) 中心商店街等又はその周辺の事業者
  - (3) 商工業・観光関連団体の会員
  - (4) 行政関係者
  - (5) その他、会長が必要と認める者
- 2 委員の定数は、20人以内とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

### (会議)

第6条 協議会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、最初に行われる会議については、安芸商工会議所専務理事が招集し、会長が選出されるまで司会を行う。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、協議による委員の総意をもって決する。ただし、総意によりがたいときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

### (委員の責務)

第7条 委員は、中心商店街等の活性化を推進し、地域経済の向上に資するため、会議において誠意ある議論を行うよう努めるものとする。

- 2 委員は、会議で決した議事の結果を尊重し、当該結果の誠実な実施に努めるものとする。
- 3 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (ワーキンググループ)

第8条 協議会に、専門の事項を協議するため、ワーキンググループを置くことができる。

### (庶務等)

第9条 協議会の庶務は、安芸商工会議所において処理する。

- 2 中心商店街等の活性化に関する相談、苦情等に対応するため、安芸商工会議所に連絡窓口を設置する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。